

個別視察事業実施要領

1 目的

この要領は、個別視察事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業を円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この要領における「個別視察事業」とは、邦人を対象とした広島県向けの旅行商品の造成を予定する旅行会社、広島県の観光素材を扱うメディア等が県内観光施設等の現地視察・取材に対する支援をいう。

なお、次の区分に分類する。

- (1) 各種商品造成支援事業等にかかる個別視察
- (2) その他の個別視察

3 受付期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）～平成 32 年 3 月 28 日（金）帰着分迄

4 支援内容の決定

連盟担当者、または旅行商品化や広報活動等の誘客促進につながる事業者による「個別視察事業計画書（別紙 1）」に基づき、その都度協議し決定する。また、その場合、計画書の内容に該当する連盟会員に対しては、現地での対応、経費負担等の協力を依頼するものとする。

商品造成または新聞・雑誌等への掲載を目的としているため、成果物（旅行商品パンフレット・観光素材掲載紙等）の提出を条件とする。

5 対象者等の基準

(1) 対象者

旅行会社及び新聞社、雑誌社等

(2) 経費負担

次のとおりとし、この基準に該当しない案件については、適宜協議を行い決定する。

なお、当連盟会員対象外地域への移動の希望がある場合は、対象県等と協議し負担割合を決定する。

| 内 訳 | | 基 準 |
|-------|--|--|
| 旅行会社等 | <ul style="list-style-type: none">・ 県内までの交通費及び宿泊費・ 県内での視察経費（移動費・入場料等） | <p>原則として 1 事業所 2 名、2 泊 3 日まで</p> <p>『各事業所最寄の新幹線駅から本県各駅までの往復 JR 運賃・料金または、各事業所最寄の空港から広島空港・岩国錦帯橋空港までの往復航空運賃（※特割運賃に限る）』</p> <p>ただし、中山間地域の観光スポットを含む行程の場合、1 事業所 3 名までを支援対象とする。</p> |

6 その他

- (1) この要領の適用は、予算の範囲内において行うものとし、予算額に達した時点で終了とする。
- (2) この要領に含まれない事項については、その都度協議して決定する。
- (3) 個別視察・取材当日は、原則連盟担当者又は地元担当者が同行し案内する。

平成31年度 個別視察事業の概要

一般社団法人 広島県観光連盟

■広島県向けの旅行商品の造成を検討している旅行会社、広島県の観光素材に対して興味があるメディア（新聞・雑誌等）等が現地視察・取材を行う場合に支援を行います。

■商品造成または新聞・雑誌等への掲載を目的としているため、成果物（旅行商品パンフレット・観光素材掲載紙等）の提出が条件となります。

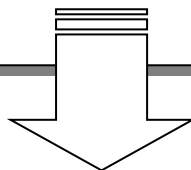
【補助対象事業者】 旅行会社、新聞社、雑誌社等

【支援対象時期】 平成31年4月1日（月）～平成32年3月28日（金）帰着分迄

支援内容

●対象経費

- ・県内までの交通費及び宿泊費（原則として1事業所2名、2泊3日まで）
※各事業所最寄りの新幹線駅及び最寄の空港から本県内 JR 各駅及び広島・岩国錦帯橋空港までの往復 JR 運賃・料金または航空運賃（※特割運賃に限る）
 - ・県内での視察経費（移動費・入場料等）
 - ・その他、当方が必要と認める経費
- ただし、中山間地域の観光スポットを含む行程の場合、1事業所3名までを支援対象とする。



手続き

- 原則として、現地視察の2週間前までに、「個別視察計画書（別紙1）」を提出。
- 申請内容の審査を行い、旅行商品化や広報活動等による誘客促進につながると認められた場合、支援を決定する。
- 支援決定後、申請者に対し速やかに通知し、視察行程等について協議を行う。
※現地での対応、経費負担（本事業で負担できない費用）については、各市町観光担当部署、観光関連団体に協力を依頼する場合がある。
- 支援決定後、行程の詳細を提出する。個別視察終了後、各々の視察経費（移動費・入場料等）の領収証（コピー可）と一緒に支払証明書（別紙2）を提出する。
- この事業の適用は、予算の範囲内において行うものとし、予算額に達した時点で終了する。

【書類提出先】

〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル8F
一般社団法人広島県観光連盟 沖本
Tel 082-221-6516 fax 082-222-6768
Email s-okimoto@kanko-hiroshima.or.jp

個別視察事業計画書

| 会社名 | | | (ふりがな) | | | |
|----------------------------|--|---------------|----------|---------------------------|----|--|
| 支社名 | | | 担当者氏名 | | | |
| 連絡先 | 住所：(〒 -) | | | | | |
| | TEL () - FAX () - | | e-mail : | | | |
| 参加者部署名 | 職名等 | ふりがな 参加者氏名 | 性別 | ※JR新幹線・在来線・航空機 (往路・復路) | | |
| | | | | 発地 | 着地 | |
| | | | | 往路 | | |
| | | | | 復路 | | |
| | | | | | | |
| 企画商品の概要 (詳細は企画書の提出をお願いします) | | | | | | |
| 実施(予定)日 | 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () | | | | | |
| 視察スポット等 | | 施設や場所等の名称 | | | | |
| | ① | | | | | |
| | ② | | | | | |
| | ③ | | | | | |
| | ④ | | | | | |
| | ⑤ | | | | | |
| 宿泊について | 宿泊希望地 1 泊目 | | | 宿泊希望地 2 泊目 | | |
| | | | | | | |

【書類提出先】 〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 8 F
 一般社団法人広島県観光連盟 沖本
 TEL 082-221-6516 fax 082-222-6768
 Email s-okimoto@kanko-hiroshima.or.jp

個別視察支払証明書・請求書

平成 年 月 日

広島県観光連盟会長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者

担当者

電話番号

印

請求額 円

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】個別視察事業として、上記のとおり請求します。

■支払証明書 ※領収書と一緒に提出すること。

| 月 | 日 | 金額 (単位:円) | 支払内容 | No. |
|-------|---|-----------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 請求額合計 | | | | |

■振込先口座

| | |
|----------------|--------------------|
| (フリガナ) 口座名義 | |
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 預金種目 | 1 普通預金 2 当座預金 |
| 口座番号 | |

(注) 金融機関名, 預金種目, 口座番号及び口座名義は, 預金通帳で確認

【書類提出先】〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 8 F
 一般社団法人広島県観光連盟 沖本 TEL 082-221-6516 fax 082-222-6768
 Email s-okimoto@kanko-hiroshima.or.jp